

京都大学附属図書館所蔵

重要文化財指定図書展

日時

昭和五十九年十一月五日(月)～九日(金)

会場

午前十時～午後四時
京都大学附属図書館展示ホール

(三階)

御 挨拶

このたび「京都大学附属図書館所蔵重要文化財指定図書展」を開催するに当り御挨拶申し上げます。
附属図書館の蔵書は、現在、五十二万冊を超えています。これらの中には、和・漢・洋の貴重図書が多く、文化財保護法（昭和二十六年法律第二二四号）に基づき、文化財保護委員会が「重要文化財」に指定したものが三十七種一六八冊を数えます。

このような貴重な図書は、学術研究上の重要な資料であり、文化財保護の見地からもその保存並びに取扱いに格別の配慮が必要であるため、平素は、研究の用に供するほかは、貴重書庫に収納し、大切に保存しているものであります。が、「教育・文化週間」（昭和三十四年閣議了解）の趣旨に添い、特に「重要文化財指定図書」を学内・学外に広く公開し、重要文化財に対する理解と関心を深めていただくことにいたしました。

なお、この機会に、あわせて明治維新関係の資料の一部を展観いたします。
以上の趣旨を御理解いただきまして、御高覧くださいますようお願いいたします。

昭和五十九年十一月五日

京都大学附属
図書館所蔵
重要文化財指定図書目録

一、紙本墨書 萬葉集 卷十六（尼崎本） 一帖

縦八寸四分 横四寸七分 大和綴 紙数三十八枚（表紙共） 料紙烏子紙
両面に雲母を撒く 一面七行 朱書の校合及び訓点あり 平安末期筆写

本書の出所については岡山県倉敷の某家と伝えられるのみで、伝来の詳細は不明である。従来「尼崎切」と呼ばれるものと用紙、書式とも同じであることから、尼崎本万葉集と称せられたのである。しかし、従来の尼崎切は卷十二の断簡のみが世に知られ、筆者を俊頼と伝えているが、本書は筆者を異にしている。

本書は卷十六の零本であるが、この巻は仙覚本以外の系統の古写本が全く知られていないために、万葉集校勘上極めて意義深いものがある。昭和六年に発見されて本学の所蔵となり、学界に喧伝され、昭和七年十一月貴重図書影本刊行会によって複製刊行された。奥書はなく、筆者、時代共に不明であるが、卷十六の古写本としては最古のものである。書写年代は料紙および筆蹟から平安末期のものと推定されている。昭和十七年六月二十六日文部省告示第五一九号をもって国宝に指定されていたが、昭和二十五年五月三十日に制定された文化財保護法によって、国宝の分類より除かれ、同年八月二十九日重要文化財に指定された。

二、紙本墨書 古今集注 二十卷（卷第十八以下欠）

藤原教長撰 仁治二年（一二四一）伝二条師忠筆 胡蝶装 二帖

本書は藤原頭昭の古今集序および古今集注に引用されているのみで、永らく佚書と信じられていたが、大正

二年に発見されて本学の所蔵となり、吉沢義則博士によって学界に紹介され、貴重図書影本刊行会等の影印によって、本書の複製を見るにいたった。

上帖に「治承元年九月十二日謁教長入道親受訓説訖仁治二年卯月廿六日写訖」の奥書がある。しかし、この仁治二年（一二四一）は本書が書写された年であり、またこの識語によって、本書が教長の自稿ではなく、原本に遅れること六十年後の三度目の写本であることがわかる。

また、下帖の「此造紙者安楽園御筆也、而不被書終歟、此本若自御室辺出歟、有所持之仁者、尋之可書継哉、和歌浦末葉（花押）」とある奥書によって、本書が早くから零本であったことが推察されるが、安楽園が何人であるかは判明しない。筆者を二条師忠（一二五四〜一三四一）とする説もあるが確証はない。本書は異体仮名を交えた片仮名書で、藤原清輔の「奥儀抄」と共に、最も古い古今集の注釈書である。歌学史、国語学史の研究にはもちろん、仮名沿革史の考究にも極めて有益な参考資料である。殊に本書が花園左大臣家の貫之自筆と伝えられる古今集を底本として校合せられたものであることは注目に値する。

藤原教長（生没年不詳）は関白頼通の曾孫に当り、父は大納言忠教である。平安朝末期の著名な歌人であり、また歌学者としても有名である。崇徳天皇の寵を受け正三位参議左京大夫に累進したが、保元の乱に禍されて、保元元年（一一五六）常陸国浮嶋に流され、二条天皇の応保二年（一一六六）都に召還されたが、その後高野山に隠棲して法名を親蓮と称し、ここでその数奇な生涯を閉じた。

昭和十七年六月二十六日文部省告示第五一九号をもって国宝に指定されていたが、昭和二十五年五月三十日に制定された文化財保護法によって国宝の分類より除かれ、同年八月二十九日重要文化財に指定された。

三、清原家学書 三十四種 紙本一一四冊 卷子本二卷

- (一) 紙本墨書 御注孝経残卷 紙背 建保五年、承久三年 文書等 卷子本 一卷
- (二) " 古文孝経 延文元年十月二十三日 教氏伝授奥書 卷子本 一卷
- (三) " 易学啓蒙抄 上下 宣賢筆 題簽 外題 宣賢筆 二冊
- (四) " 易学啓蒙通釈 上下 上卷 宣賢筆 朱墨点 二冊
- (五) " 易学啓蒙通釈口義 上ノ二 宣賢筆 朱訓点 一冊
- (六) " 命期秘伝 宣賢筆 一冊
- (七) " 尚書聴塵 宣賢筆 朱点朱鈎点 墨書頭注 五冊
- (八) " 毛詩 (清家証本) (宣賢本の写本) 第一冊 慶長二年
書写奥書 朱墨訓点 九冊
- (九) " 左伝聴塵 宣賢筆 卷第二十九 第三十抄出 加点奥書 朱訓点
題簽 第四冊のみ 十二冊
- (十) " 大学 宣賢筆 永正十一年十月 書写並に大永天文年間講義奥書
朱書訓点 注双行 一冊
- (十一) " 論語 良枝筆 天文十九年四月 枝賢奥書 墨訓 二冊
- (十二) " 論語 (清家証本) 枝賢筆 第一冊 天正四年六月
枝賢奥書 第二冊 天正八年二月 業賢奥書
- (十三) " 論語義疏 外題 円珠経 朱訓点 墨訓 二冊
卷第二第四第五第六第七第八 朱・墨訓点

- (四) 紙本墨書 孝經抄 注双行 卷第八奥 清原良兼 朱花押 六册
業賢筆 大永八年八月書写奥書 外題 題簽(枝賢筆)
朱訓点 墨訓 頭注 一册
- (五) 史記抄 一部宣賢、業賢筆 外題題簽(宣賢筆)
朱訓点 二十册
- (六) 漢書抄 一部宣賢、業賢筆 朱点墨訓 外題題簽(宣賢筆)
(「漢書列伝」自八至十五を除く) 六册
- (七) 標題補注蒙求 業賢筆 各册 享祿、天文年間宣賢、業賢講義奥書
朱訓点 墨訓 欄外頭注(宣賢加注) 三册
業賢、宣賢筆 外題題簽(宣賢筆) 朱墨訓点
欄外頭注(宣賢加注) 一册
- (八) 六韜 六韜秘抄 宣賢筆 外題題簽(宣賢筆) 朱訓点 墨訓 二册
司馬法 宣賢筆 外題題簽(国賢筆) 朱点 墨訓 一册
- (九) 三略秘抄 宣賢筆 天文三年抄 同五年譜義 奥書
外題題簽(宣賢筆) 朱訓点 墨訓 欄外頭注 一册
- (三) 三略抄 第一册 国賢筆 第二册以下 助筆 天正四年 十三年奥書
外題題簽(国賢筆) 朱点 六册
- (四) 三略講義 自卷 三十一至卷三十三 内一部宣賢筆 朱訓点 一册
孝子伝 枝賢筆 天正七年正月書写奥書 題簽(国賢筆) 墨訓 一册

- (一) 紙本墨書 長恨歌并琵琶行秘抄 宣賢筆 天文二年八月講義奥書
題簽(国賢筆) 朱訓点 一冊
- (二) " 拾芥抄 上中下 上卷 枝賢 国賢 宣賢筆 天正九年国賢奥書
中卷 業賢筆 永正七年書写奥書 下卷 国賢筆 三冊
- (三) " 年中行事 宣賢筆 宣賢加点 奥書 題簽(宣賢筆)
墨訓 朱書込 一冊
- (四) " 新古今注 宣賢筆 題簽 宣賢筆 朱句点 一冊
- (五) " 塵芥 宣賢筆 朱符号 二冊
- (六) " 聚分韻略(先到嚴) 宣賢筆 題簽(国賢筆) 朱符点
卷尾国賢 朱符点 一冊
- (七) " 宣賢卿字書 宣賢筆 朱符点 一冊
- (八) " 中庸 朱熹章句 弘和二年榮山寺行宮ニ於テ隠士禅恵書写ノ奥書
朱点 朱訓 墨点 一冊
- (九) " 周礼疏(单疏本) 外題 業賢筆 十五冊
- (一〇) " 孝経述義 卷一、二卷 一見返 明応六年ノ記 朱訓点
墨訓 外題 業賢筆 二冊

清原家は菅家とともにわが国儒家の双壁であり、夏野・頼業等その一門から多くの学者・文人を輩出して学界に輝しい足跡を残している。宣賢、業忠、国賢等は碩学の誉高く、特に宣賢は室町時代の代表的経学者として知られている。

清原家家学書三十四種には宣賢自筆の「尚書聴塵」、永正、大永、天文年間宣賢自筆の「大学」、清家累代の家訓として伝えられた延文元年（一三五六）十月教氏伝授の奥書のある「古文孝経」等、宣賢の進講本をはじめとして、国賢等の自筆の訓点訓注が収められ、また清家一門の講説、あるいは書入れ等の南北朝より室町にいたる貴重な原本が集大成され、これによって清家学の本質とその価値を最も的確に把握することが出来る。またこの蒐書は我国の儒学発達史の研究に貴重な資料を提供するばかりでなく現在に於ても経書の韻学訓詁学等の考究には看過することの出来ない極めて有力な参考資料である。

清原家家学の大成者である清原宣賢は、文明七年（一四七五）吉田（卜部）兼俱の第三子として京都に生まれ、明経博士宗賢の猶子となり、その学統を継承した。和漢の学に通じ、主水正、大炊頭を歴任して少納言侍従に進み、後柏原、後奈良両帝の侍読を拝した。天文年間越前一乗谷に招かれて、孟子、日本書紀等を講じ、天文十九年（一五五〇）その地の朝倉氏の許で客死した。行年七六才、法名は宗尤、号を環翠軒と称した。

この家学書は昭和二十七年七月十九日文化財保護法によって重要文化財に指定されたが、このうち「孝経述義（清家累代家訓）」「周礼疏单疏本」「中庸」の三種は旧国宝であり、また「周礼疏单疏本」を除く他の二書は、これに先立ち昭和二十五年八月二十九日重要文化財に指定されている。

四、紙本墨書 兵範記 平信範自筆本十九卷 古写本六卷 二十五卷

附 新写本 二十四卷

年 次 縦 全 長

(一) 長承元年秋冬 九寸五分 四十五尺五寸 自筆本

| | | | | |
|------|----------|------|-----------|-----|
| (二) | 保延七年二月三月 | 九寸五分 | 十二尺八寸七分 | 古写本 |
| (三) | 仁平二年正月二月 | 九寸六分 | 八十五尺六寸三分 | 自筆本 |
| (四) | 同 三月 | 九寸四分 | 七十九尺一寸五分 | 同 右 |
| (五) | 同 夏 | 九寸六分 | 三十九尺八寸八分 | 同 右 |
| (六) | 同 秋 | 九寸七分 | 七十六尺九寸 | 同 右 |
| (七) | 同 冬 | 九寸五分 | 五十尺五分 | 同 右 |
| (八) | 仁平三年春夏 | 九寸七分 | 七十九尺七寸七分 | 同 右 |
| (九) | 同 秋冬 | 九寸八分 | 七十尺五分 | 同 右 |
| (十) | 仁平四年春 | 九寸七分 | 五十九尺四寸五分 | 同 右 |
| (十一) | 同 夏 | 一尺七分 | 二十七尺二寸一分 | 同 右 |
| (十二) | 同 夏 | 九寸八分 | 三十九尺一寸六分 | 新写本 |
| (十三) | 同 秋冬 | 九寸六分 | 七十三尺八寸 | 自筆本 |
| (十四) | 久寿二年春夏 | 九寸四分 | 八十八尺九寸五分 | 同 右 |
| (十五) | 同 秋 | 九寸五分 | 百二十四尺五寸二分 | 同 右 |
| (十六) | 同 冬 | 九寸六分 | 百十七尺六寸 | 同 右 |
| (十七) | 久寿三年春 | 九寸九分 | 五十八尺五分 | 同 右 |
| (十八) | 同 夏 | 九寸八分 | 四十八尺三寸 | 同 右 |
| (十九) | 保元元年冬 | 九寸六分 | 五十尺三分 | 同 右 |
| (二十) | 保元二年八月 | 一尺七分 | 五尺一寸 | 新写本 |

| | | | | |
|---|------------|------|-----------|-----|
| 𠄎 | 仁安三年十一月 | 一尺七分 | 九十五尺三寸六分 | 新写本 |
| 𠄎 | 同 十二月 | 一尺七分 | 百二十三尺六寸八分 | 同 右 |
| 𠄎 | 仁安四年正月 | 一尺七分 | 六十五尺八寸 | 同 右 |
| 𠄎 | 嘉応元年五月六月 | 一尺七分 | 七十四尺一寸四分 | 同 右 |
| 𠄎 | 同 八月九月 | 九寸七分 | 九十三尺四寸六分 | 古写本 |
| 𠄎 | 同 右 十月 | 一尺七分 | 九十五尺一寸九分 | 新写本 |
| 𠄎 | 同 右 | 一尺七分 | 四十四尺六寸四分 | 古写本 |
| 𠄎 | 同 十一月 | 一尺七分 | 三十四尺三寸五分 | 同 右 |
| 𠄎 | 承安元年十一月十二月 | 九寸七分 | 四十四尺七寸九分 | 自筆本 |

紙本墨書 紙背文書あり

平安時代

兵範記は兵部卿平信範の日記であり、人車記その他の異称がある。兵範記の称は官名と実名の各々一字を組合せたものであり、また人車記の称は信範の二字の各々の偏を連記したものである。

日記は崇徳天皇の長承元年（一一三三）から高倉天皇の承安元年（一一七一）に至る約四十年間にわたる長期のものである。その間欠くところも少なくないが、平安末期の変転する情勢が遺憾なく活写されている。日記は朝政、朝儀に詳しく、仏事供養等の宗教的行事に関する記事も豊富である。特に、従来「保元物語」によって誤伝されていた保元の乱の史実がこれによって訂正される等、もっとも信拠すべき資料を提供する唯一の根本資料である。

日記は故紙に記されたものが多く、その裏文書には当時の名家の書状が多量に存在している。この時代の書状がこのようにまとまって現存することはきわめて珍らしく、この紙背文書も、また平安末期の世相をうかがうことのできる貴重な資料である。従来、世に伝えられてきた兵範記の多くは、文字の欠落や誤字の多い転写本であるが、この自筆本の出現によって、これらの障害が除かれる等、兵範記が歴史研究者に寄与する史料的价值は極めて大きい。

昭和三十一年六月二十八日文化財保護法によって重要文化財に指定された。

(本文中、各図書の寸法表示は「重要文化財指定書」「同附書」記載のとおりとした。)

書第五七九号

重要文化財指定書

紙本墨書萬葉集卷十六(尼崎本)一帖

縦 八寸四分 横 四寸七分

胡蝶装 紙數 三十八枚(表紙共)

料紙烏の子紙、両面に雲母を撒く一面七行、

朱書の校合及び訓あり

平安時代

右を重要文化財に指定す

昭和二十五年 八月二十九日

文化財保護委員会



書第五八〇号

重要文化財指定書

紙本墨書古今集注

仁治二年書寫、與書アリ

藤原教長撰

二帖

縦 五寸四分 横 四寸二分

胡蝶装 一面八行 押界

平安末期

右を重要文化財に指定す

昭和二十五年 八月二十九日

文化財保護委員会



書第一五四七号

重要文化財指定書

清原家家學書

三十一種

御注孝經殘卷

紙背 建保五年承久三年文書等

古文孝經

延文元年十月廿三日教以傳校與書

易學啓蒙抄^{上下}

易學啓蒙通釋^{上下}

易學啓蒙通釋口義^{上下}

命期秘傳

尚書聽塵

毛詩(清家藏本)

第一冊 慶長三年古寫真書

一卷

一冊

二冊

一冊

一冊

五冊

九冊

(以下附註)

右と重要文化財に指定す

昭和二十七年七月十九日

文化財保護委員会



書第一七五九号

重要文化財指定書

兵範記

自筆本 十九卷
古写本 六卷

二十五卷

附新写本 二十四卷

年次

長承元年秋

保延七年

仁平二年

同

同

綴

九寸五分

九寸五分

九寸四分

九寸四分

九寸六分

全長

四寸五分

十二尺八寸七分

八寸五分六寸三分

七寸九尺一寸五分

三寸九尺八寸八分

自筆本

古写本

自筆本

同

同

(以下附註)

右と重要文化財に指定す

昭和三十一年六月二十八日

文化財保護委員会



昭和59年以後に指定された重要文化財図書リスト

雑誌・特殊資料掛

38. 範国記（昭和61年3月29日指定） 卷子1軸

平範国の長元元年4月より12月にいたる間の未刊の日記で、平安後期を研究する上の貴重な一資料である。

範国は恒武平氏であるが、正盛・清盛等の伊勢平氏とは異なり高棟王の子孫で、知信記を残した知信の祖父、兵範記を残した信範の曾祖父にあたる。範国の一族中にはこの外にも日記を残している者が多く、彼の家は「日記の家」と呼ばれており、従って、この範国記は知信記・兵範記等と一連のものである。

この日記は原本ではなく、曾孫信範の書写したものである。

39. 知信記（昭和61年3月29日指定） 卷子1軸

平知信の天承2年正月から3月に至る間の日記で、範国記と同様に未刊である。筆跡からいって範国記と同じく信範の書写したものと考えられる。

40. 今昔物語集（鈴鹿本）（平成7年6月15日指定）→ 同室に 巻2、5、7、9、10、12、17、27、29 全9冊

今昔物語集（全31巻）は、我が国国文学史上最大の説話文学として知られ、伝写本等も数多い。鈴鹿本はほとんどすべての伝写本のもとになった祖本といわれている。作者やその場所は不明である。